

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和8年3月5日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 知継舎

3 代表者の氏名

世古 美紗

4 主たる事務所の所在地

度会郡玉城町原896番地

5 定款記載の目的

この法人は、地域に残されてきた歴史的資料、古物、古文書、建築物、生活文化及びそれらに付随する記憶や語りといった有形・無形の文化資源が、社会構造の変化や担い手不足により失われつつある現状に鑑み、これらを単なる過去の遺物としてではなく、現代及び未来に生きる人々の学びや気づき、心の支えとなる「生きた文化」として捉え直し、次世代へ確実に継承していくことを目的とする。また、子どもから高齢者、障がいのある人を含むすべての地域住民を対象として、文化資源の保存・活用を基軸に、教育、福祉、地域交流の機会を創出し、人と人、人

6 縦覧期間

令和8年3月5日 ～ 令和8年3月19日

特定非営利活動法人 知継舎 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 知継舎 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を
三重県度会郡玉城町原896番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に残されてきた歴史的資料、古物、古文書、建築物、生活文化及びそれらに付随する記憶や語りといった有形・無形の文化資源が、社会構造の変化や担い手不足により失われつつある現状に鑑み、これらを単なる過去の遺物としてではなく、現代及び未来に生きる人々の学びや気づき、心の支えとなる「生きた文化」として捉え直し、次世代へ確実に継承していくことを目的とする。

また、子どもから高齢者、障がいのある人を含むすべての地域住民を対象として、文化資源の保存・活用を基軸に、教育、福祉、地域交流の機会を創出し、人と人、人と文化、人と地域が緩やかにつながり続ける、持続可能で包摂的な共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)歴史的資料、古物、民俗資料等の収集、保存、調査及び展示に関する事業
- (2)空き家及び古民家の調査、整理、活用並びに地域交流拠点としての再生に関する事業
- (3)学校、地域及び関係機関と連携した体験型学習、講座、ワークショップ等の企画及び運営事業

- (4)災害時における地域文化資源の保全、被災家屋・資料の整理及び地域住民の生活再建を支援する事業
- (5)地域文化及び生活文化の記録、編集、出版及び情報発信に関する事業
- (6)地域文化に関する物販、出版物等の販売に関する事業
- (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、書面又は代理人によって表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 本定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	世古	美紗
副理事長	世古	将大
理事	菱田	奈月
理事	京泉	優歩
監事	山口	香織
監事	奥村	蒔子

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2年以内とする。

4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 10000円

年会費 なし

(2) 賛助会員

入会金 10000円

年会費 なし

役員名簿

特定非営利活動法人 知継舎

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	セコ ミサ 世古美紗	個人情報のため隠しています。 提出する書類には、住所の記載 が必要です。	無
副理事長	セコ マサヒロ 世古将大		無
理事	キョウイズミユウホ 京泉優歩		無
理事	ヒンダナツキ 菱田奈月		無
監事	ヤマグチカオリ 山口佳織		無
監事	オクムラフキコ 奥村蒨子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私は、三重県伊勢地域において古物や歴史資料を扱う活動を続けてきました。その中で、空き家の片付けや解体前の家屋、遺品整理など、数多くの現場に立ち会ってきました。そのたびに感じてきたのは、人が住まなくなった家や、使われなくなった物とともに、そこに刻まれてきた記憶や文化までもが、誰にも引き継がれないまま静かに失われていく現実でした。古い道具や資料、家そのものは不要なものとして扱われがちですが、それらはその土地で暮らしてきた人々の営みや価値観、時代背景を今に伝える、かけがえのない文化資源です。しかし現状では、それらを体系的に受け入れ、保存し、次世代へとつないでいく受け皿が十分に整っていません。また、子どもたちが地域の歴史や文化に触れる機会も年々減少しており、実物に触れ、体験を通して学ぶ場の必要性を強く感じるようになりました。こうした課題を背景に、地域に残る有形・無形の文化資源を収集・保存・公開し、教育や地域活動と結びつけながら次世代へと継承していくことを目的として、特定非営利活動法人を申請するに至りました。本法人は、文化を保存するだけでなく、人と人、人と地域をつなぎ直す存在として、地域に根ざした持続可能な文化継承の仕組みづくりに取り組んでまいります。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者は、伊勢地域を中心に古物の収集・販売活動を行う中で、空き家や旧家の整理、解体前の家屋に残された歴史資料や生活用具に数多く接してきました。その過程で、文化的価値を有する資料や道具が、十分な検証や記録がなされないまま処分されてしまう現状を目の当たりにし、引き継がなければ文化は失われてしまうという強い危機感を抱くようになりました。一方で、地域住民や教育関係者からは、子どもたちに本物の資料に触れさせたい、地域の歴史を学ぶ場をつくってほしいといった声も寄せられるようになりました。こうした現場での経験や地域からの要望を受け、個人の活動だけでは限界があると判断し、

組織として継続的かつ公共性の高い活動を行うため、
特定非営利活動法人の設立を決意しました。
今後は、文化資料の収集・保存・展示、
教育機関や地域団体との連携事業、
空き家や文化資源の活用を通じて、
地域文化を未来へつなぐ活動を本格的に展開していく予定です。
以上の理由から、特定非営利活動法人の設立について申請するものです。

令和8年 1月 3日

特定非営利活動法人 知継舎
設立代表者 氏名 世古美紗

令和9年度 事業計画書

(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人 知継舎

1 事業実施の方針

本法人は、地域に残る有形及び無形の文化資源を次世代へ継承することを目的とし、古物、歴史資料、空き家、地域に刻まれた記憶を保存・活用する事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
歴史的資料、古物、民俗資料等の収集、保存、調査及び展示に関する事業	イベント運営(講演会、WS運営、勉強会)	年15回	拠点施設・玉城町・伊勢市	3	地域住民等約150人
空き家及び古民家の調査、整理、活用並びに地域交流拠点としての再生に関する事業	／文化資料収集・保存(古物・歴史資料等の収集、整理及び保存)／展示・公開(収集資料の展示及び解説)	通年	玉城町・伊勢市	3	地域住民等約400人
学校、地域及び関係機関と連携した体験型学習、講座、ワークショップ等の企画及び運営事業	体験学習、見学受入	年2回	拠点施設・学校等	3	児童生徒約150人
地域文化及び生活文化の記録、編集、出版及び情報発信に関する事業	空き家活用(空き家・旧家調査)／調査・記録(地域史料調査・記録)	通年	三重県内	2	地域住民80人
地域文化及び生活文化の記録、編集、出版及び情報発信に関する事業	ZINE、冊子制作販売	年数回	店舗等	2	地域住民約500人
災害時における地域文化資源の保全、被災家屋・資料の整理及び地域住民の生活再建を支援する事業	被災時における文化財保護体制の整備	通年	主に南勢地域	2	地域住民100人

令和8年度 事業計画書

(法人成立の日から 令和9年 3月 31日まで)

特定非営利活動法人 知継舎

1 事業実施の方針

本法人は、地域に残る有形及び無形の文化資源を次世代へ継承することを目的とし、古物、歴史資料、空き家、地域に刻まれた記憶を保存・活用する事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
歴史的資料、古物、民俗資料等の収集、保存、調査及び展示に関する事業	イベント運営(講演会、WS運営、勉強会)	年15回	拠点施設・玉城町・伊勢市	3	地域住民等約100人
空き家及び古民家の調査、整理、活用並びに地域交流拠点としての再生に関する事業	／文化資料収集・保存(古物・歴史資料等の収集、整理及び保存)／展示・公開(収集資料の展示及び解説)	通年	玉城町・伊勢市	3	地域住民等約300人
学校、地域及び関係機関と連携した体験型学習、講座、ワークショップ等の企画及び運営事業	体験学習、見学受入	年2回	拠点施設・学校等	3	児童生徒約150人
地域文化及び生活文化の記録、編集、出版及び情報発信に関する事業	空き家活用(空き家・旧家調査)／調査・記録(地域史料調査・記録)	通年	三重県内	2	地域住民約50人
地域文化及び生活文化の記録、編集、出版及び情報発信に関する事業	ZINE、冊子制作販売	年数回	店舗等	2	地域住民約300人
災害時における地域文化資源の保全、被災家屋・資料の整理及び地域住民の生活再建を支援する事業	被災時における文化財保護体制の整備	通年	主に南勢地域	2	地域住民50人

令和 8 年度 活動予算書

法人成立の日から 令和9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 知継舎

(単位：円)

科目		金額 (円)	
I	経常収益		
	1. 入会費		
	正会員入会費	100,000	
	賛助会員入会費	500,000	600,000
	2. 受取寄附金		
	受取寄附金		600,000
	3. 受取助成金等		
	受取民間助成金		2,000,000
	4. 事業収益		
	学習・講座事業収益	500,000	
	体験・地域連携事業収益	300,000	
	委託事業収益	300,000	
	物販事業収益	220,000	1,320,000
	5. その他収益		
	受取利息	100	
	雑収益	10,000	10,100
	経常収益計		4,530,100
II	経常費用		
	1. 事業費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	2,400,000	
	法定福利費	360,000	
	福利厚生費	50,000	
	人件費計	2,810,000	
	(2) その他経費		
	売上原価	0	
	会議費	10,000	
	旅費交通費	85,000	
	消耗品費	100,000	
	賃借料	600,000	
	研修費	60,000	
	通信費	30,000	
	印刷費	65,000	
	保険料	30,000	
	史料保存費	50,000	
	講師謝金	250,000	
	雑費	45,000	

		その他経費計	1,325,000		
		事業費計		4,135,000	
2.		管理費			
	(1)	人件費			
		役員報酬	0		
		給料手当	0		
		法定福利費	0		
		福利厚生費	0		
		人件費計	0		
	(2)	その他経費			
		売上原価	66,000		
		会議費	10,000		
		旅費交通費	10,000		
		消耗品費	40,000		
		賃借料	0		
		研修費	20,000		
		通信費	25,000		
		印刷費	30,000		
		保険料	30,000		
		講師謝金	0		
		雑費	20,000		
		その他経費計	251,000		
		管理費計		251,000	
		経常費用計			4,386,000
		当期経常増減額			144,100
III		経常外収益			
		経常外収益計			
IV		経常外費用			
		経常外費用計			
		当期正味財産増減額			144,100
		設立時正味財産額			0
		次期繰越正味財産額			144,100

令和 9 年度 活動予算書

令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 知継舎

(単位：円)

科目		金額 (円)	
I	経常収益		
1.	入会費		
	正会員入会費	100,000	
	賛助会員入会費	500,000	600,000
2.	受取寄附金		
	受取寄附金		600,000
3.	受取助成金等		
	受取民間助成金		2,000,000
4.	事業収益		
	学習・講座事業収益	500,000	
	体験・地域連携事業収益	300,000	
	委託事業収益	300,000	
	物販事業収益	220,000	1,320,000
5.	その他収益		
	受取利息	100	
	雑収益	10,000	10,100
	経常収益計		4,530,100
II	経常費用		
1.	事業費		
(1)	人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	2,400,000	
	法定福利費	360,000	
	福利厚生費	50,000	
	人件費計	2,810,000	
(2)	その他経費		
	売上原価	0	
	会議費	10,000	
	旅費交通費	85,000	
	消耗品費	100,000	
	賃借料	600,000	
	研修費	60,000	
	通信費	30,000	
	印刷費	65,000	
	保険料	30,000	
	史料保存費	50,000	
	講師謝金	250,000	
	雑費	45,000	
	その他経費計	1,325,000	
	事業費計		4,135,000
2.	管理費		

	(1)	人件費	0	
		役員報酬	0	
		給料手当	0	
		法定福利費	0	
		福利厚生費	0	
		人件費計		
	(2)	その他経費		
		売上原価	66,000	
		会議費	10,000	
		旅費交通費	10,000	
		消耗品費	40,000	
		賃借料	0	
		研修費	20,000	
		通信費	25,000	
		印刷費	30,000	
		保険料	30,000	
		講師謝金	0	
		雑費	20,000	
		その他経費計	251,000	
		管理費計		251,000
		経常費用計		4,386,000
		当期経常増減額		144,100
III		経常外収益		
		経常外収益計		
IV		経常外費用		
		経常外費用計		
		当期正味財産増減額		144,100
		前期繰越正味財産額		144,100
		次期繰越正味財産額		288,200